

解体工事における最低制限価格 (低入札価格調査基準価格)について

新発田市では、建設工事等の品質及び安全管理の確保、並びに原価割れの発生による下請業者のしわ寄せ等の防止を目的として、最低制限価格(低入札価格調査基準価格)制度を導入してまいりました。

適正価格での契約をより一層推進するため、平成28年7月1日から、新発田市が公告する解体工事の入札における最低制限価格及び低入札価格調査基準価格を下記のとおり設定しています。

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格	
解体工事の最低制限価格(低入札価格調査基準価格)は、下記の①から④までに掲げる額(税抜き)の合計額(万円未満は切り捨て)に 110/100 を乗じて得た額とする。	
ただし、その額が予定価格に 90/100 を乗じた額を超える場合は予定価格の 90/100 とし、予定価格に 70/100 を乗じた額に満たない場合は予定価格の 70/100 とする。	
①産廃運搬・処分費の総計	× 100%
②共通仮設費	× 100%
③現場管理費	× 80%
④一般管理費	× 30%